

宮城県災害医療コーディネーター設置・運営要綱

(趣旨)

第1条 地震、事故等によって大規模な人的被害が発生した場合において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されることによって被害の軽減を図るため、宮城県災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置く。

(委嘱及び任期)

第2条 コーディネーターは、災害医療に精通し、かつ、宮城県の医療の現状について熟知している者のうちから知事が委嘱する。

2 コーディネーターの任期は2年とする。ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。

(配置)

第3条 県全体の災害時医療救護活動全般の調整や特定専門分野の調整を行うコーディネーターとして、宮城県災害医療本部に本部災害医療コーディネーターを配置する。

2 地域における災害時医療救護活動を調整するコーディネーターとして、保健福祉事務所及び地域事務所（保健所）並びに仙台市に設置する地域災害医療支部に地域災害医療コーディネーターを配置する。

(職務)

第4条 本部災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、保健福祉部長の要請により、次の業務を行う。

- (1) 県全体の患者搬送及び収容先医療機関の確保に関する助言及び調整
- (2) 医療救護班の派遣先となる地域の決定に関する助言及び調整
- (3) そのほか災害時における適切な医療体制の確保に関し必要な助言及び調整

2 地域災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、保健福祉事務所長若しくは地域事務所長又は仙台市健康福祉局長の要請により、次の業務を行う。

- (1) 地域内の患者搬送及び収容先医療機関の確保に関する助言及び調整
- (2) 地域内の医療救護班等の派遣先の決定に関する助言及び調整
- (3) そのほか地域の災害時における適切な医療体制の確保に関し必要な助言及び調整

3 保健福祉部長、保健福祉事務所長若しくは地域事務所長又は仙台市健康福祉局長は、災害医療活動が安定した場合は、コーディネーターに対する出務の要請を解除するものとする。

4 コーディネーターは、その職務を終了するに当たっては、医療整備課長又は被災地を所管する保健所長等、仙台市においては保健医療課長に対し所要の事項を引き継ぐものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用弁償等)

第6条 コーディネーターの費用弁償は、保健福祉部長、保健福祉事務所長若しくは地域事務所長又は仙台市健康福祉局長の要請により出務した1日につき、「災害救助法施行細則」(昭和35年宮城県規則第48号)別表第2に定める額を支給する。

2 コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和37年宮城県条例第37号)の例により、扶助金を支給する。

(平時の体制)

第7条 コーディネーターは、平時においては、災害時の医療体制が適切に構築されるよう、県などに対し必要な助言を行うものとする。

(事務)

第8条 コーディネーターに関する事務は、保健福祉部医療整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターに関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。

宮城県災害医療コーディネーターの出務に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、宮城県災害医療コーディネーター設置・運営要綱（平成21年3月17日施行）第7条の規定により、大規模災害時における宮城県災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の出務について必要な事項を定めることを目的とする。

(出務の優先順位)

第2条 各コーディネーターの大規模災害時の出務に係る優先順位は、別表のとおりとする。

(出務の要請)

第3条 保健福祉部長は、前項の優先順位の上位の者から出務を要請するものとする。同一順位の者が複数いる場合は、災害の発生場所及び発生状況等から、より優先度が高いと認められるコーディネーターに対し出務を要請するものとする。

2 要請を受けたコーディネーターが被災又は所属先の都合等により出務できない場合は、次の順位のコーディネーターに対し出務を要請するものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月10日から施行する。

別表

区分	順位	氏名	所属先
災害・救急医療機関 関係者	1	大庭 正敏	大崎市民病院
	1	山田 康雄	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
	2	荒井 啓晶	みやぎ県南中核病院
	2	石井 正	石巻赤十字病院
医師会関係者	1	櫻井 芳明	社団法人宮城県医師会
	2	登米 祐也	社団法人宮城県医師会

大規模災害時医療救護活動マニュアル内規

災害医療本部職員用 (H 31. 3月)

【事務局総括】

(2) 災害医療コーディネーターへ災害医療本部の設置を報告及び出務要請

- ・災害対策本部が Lv. 1~2 の場合は、災害医療コーディネーターの出務について、本部長及び副本部長と検討を行い、必要に応じて、災害医療コーディネーターへ出務要請を行います。
- ・災害対策本部が Lv. 3 の場合は、災害医療コーディネーターへ出務を要請するよう、本部長及び副本部長へ具申します。

【出務ローテーション（例）】

●急性期メイン

【1】石井 正 先生 → 【2】山田 康雄 先生 → 【3】佐々木 宏之 先生

●慢性期メイン

【1】登米 祐也 先生 → 【2】米谷 則美 先生

宮城県災害派遣医療チーム（宮城DMAT）運営要綱

（目的）

第1条 大規模な自然災害又は事故（以下「災害等」という。）が発生した場合に、それらの現場等において救急医療、病院支援及び搬送支援の活動を行う宮城県災害派遣医療チーム（以下「宮城DMAT」という。）の運営に関する必要な事項を定める。

なお、本要綱に定めるもののほかは、日本DMAT活動要領（平成18年4月7日付け医政指発第0407001号厚生労働省医政局指導課長通知）に定めるところによる。

* DMAT : Disaster Medical Assistance Team（災害派遣医療チーム）

（DMAT活動体制の整備）

第2条 知事は、DMATの活動が迅速かつ的確に展開されるよう、自衛隊、消防機関その他の防災関係機関との協力・連携体制の整備に努めるものとする。

2 知事は、宮城DMATの活動及び運用に関して協議する場として「宮城DMAT連絡協議会」を設けるものとする。

（宮城DMAT指定病院）

第3条 知事は、次の要件を満たす病院を宮城DMAT指定病院（以下「指定病院」という。）として指定するものとする。

- (1) 宮城DMATを編成し、災害時に被災地等に派遣する意思を持つこと
 - (2) 宮城DMATの活動に必要な人員と装備を備えていること
- 2 前項の指定を受けようとする病院は様式第1号により申し出るものとする。
- 3 知事は、第1項による指定をしたときは、当該病院に対して指定証（様式第2号）を交付するものとともに、当該病院と「宮城県災害派遣医療チーム（宮城DMAT）の派遣に関する協定」を締結するものとする。
- 4 知事は、指定病院が第1項の要件を満たさなくなったと認めるときは、その指定を取り消すものとする。

（編成）

第4条 宮城DMATは指定病院の職員を持って編成することを基本とし、概ね医師1人から2人、看護師1人から2人、業務調整員1人から2人の計5人程度で1チームを編成する。

2 宮城DMAT隊員は、厚生労働省が実施する「災害派遣医療チーム研修」を受講したものであることを基本とする。ただし、当分の間、研修修了者と同等の知識等を有すると認められる職員（以下「宮城DMAT-L」という。）を隊員とすることを妨げない。

3 指定病院は、知事に対して当該病院のDMAT隊員の名簿（様式第3号）を提出し、また、隊員に異動があった場合も同様とする。

(宮城D M A T の派遣)

- 第5条 宮城D M A T の派遣は、被災地の都道府県等からの要請に基づくものとする。ただし、被害状況が明らかでなく、緊急やむを得ない場合において、指定病院の長が自らの判断により派遣することを妨げるものではない。
- 2 前項の場合において宮城D M A T - L は緊急やむを得ない場合を除き、原則として県外への派遣を行わないものとする。
 - 3 厚生労働省からの要請に基づく場合は、宮城D M A T - L を除く宮城D M A T を派遣するものとする。

(派遣要請の基準)

第6条 宮城D M A T の派遣を要請する場合の基準は次のとおりとする。

- (1) 県内における震度が6弱以上の地震
- (2) 県内における、被災地の医療機関の対応能力を超える程度の負傷者の発生が予想される自然災害又は事故
- (3) 厚生労働省又は他の都道府県から宮城D M A T の派遣の要請があった場合

(宮城D M A T の派遣要請の手続き・派遣)

- 第7条 医療政策課長は、前条の派遣要請の基準及び被災地の状況等から、宮城D M A T の派遣が必要と判断したときは、様式第4号により、指定病院の長に対して当該病院チームの派遣を要請するものとする。
- 2 前項の要請を受けた指定病院の長は、当該要請の趣旨を踏まえて当該病院チームの派遣の必要性を判断し、可能な場合は要請の内容に従って速やかに派遣し、その概要を様式第5号により医療政策課長に報告するものとする。
 - 3 指定病院の長は、医療政策課長からの派遣要請を受ける前に、前条の派遣要請の基準に基づき、自らの判断で当該病院チームを派遣したときは、速やかにその内容を様式第6号により医療政策課長に報告し、その承認を受けるものとする。
 - 4 医療政策課長は、前項の派遣について、前条の基準に基づき適正と判断した場合は、様式第7号により第1項の要請に基づく派遣と見なすものとする。
 - 5 医療政策課長は、派遣を要請した宮城D M A T (前項の場合を含む。)の活動が終了した場合は、様式第8号によりその要請を解除するものとする。
 - 6 第1項の要請に基づく派遣(第4項の場合を含む。)に係る医療活動が終了した後、指定病院の長は当該病院チームの活動の概要を様式第9号により医療政策課長に報告するものとする。
 - 7 医療政策課長及び指定病院の長は、宮城D M A T の派遣の要請又は自主的な派遣を行うに際して、必要に応じて、宮城県災害医療コーディネーターと協議するものとする。
 - 8 派遣の要請又は要請の解除を行う者の順位は、医療政策課長、医療政策専門監、医療政策課長補佐(総括担当)、地域医療第一班長とする。なお、第13条に規定する待機の要請等に関する

しても同様とする。

(派遣要請の特例)

第8条 被災地の市町村長、消防機関の長及び災害拠点病院の長は、被災地の状況により必要と判断した場合は、様式第10号により医療政策課長に対して、DMATの派遣要請を依頼するものとする。

(県外のDMATの派遣要請)

第9条 知事は、県外のDMATの派遣を求める必要があると判断する場合は、厚生労働省又は他の都道府県に対して、当該都道府県のDMATの派遣を要請するものとする。

(活動)

第10条 宮城DMATは、被災地の内外で以下の活動を行う。

- (1) 消防機関等と連携した情報の収集・伝達、トリアージ、救急医療等（現場活動）
 - (2) 災害拠点病院等での患者の治療等（病院支援）
 - (3) 被災地等での搬送中の患者の診療（域内搬送支援）
 - (4) 被災地内では対応困難な根治的な治療のために重症患者を被災地外に搬送するための拠点の開設（広域搬送支援）
- 2 宮城DMATは、医薬品及び医療資機材並びに移動手段及び生活手段等を、原則として、自ら調達し、及び確保しながら継続した活動を展開することを基本とする。
- 3 医療政策課長は、DMATの参集拠点として最寄りの災害拠点病院を指定するものとする。

(指揮系統)

第11条 宮城DMATが県内で活動する場合は、宮城県災害対策本部の指揮の下で、被災市町村災害対策本部との調整を図りながら活動するものとする。

2 宮城DMATが他の都道府県内で活動する場合は、当該都道府県災害対策本部のDMAT受け入れ態勢の中で活動するものとする。

(DMAT活動に対する支援)

第12条 医療政策課長は、宮城DMATの派遣を要請したときは、移動手段の確保や参集拠点病院、他の都道府県からの派遣されたDMAT及び被災地の消防機関等との連携についての調整等の必要な支援を行うものとする。

(待機要請等)

第13条 医療政策課長は、災害等が発生して第6条の派遣要請の基準に該当することが予想される場合は、指定病院の長に対して様式第11号により宮城DMATの待機を要請し、その後、基準に該当しないことが明らかになった時点でその要請を解除するものとする。

2 次の場合に宮城D M A Tは、前項の規定に基づく医療政策課長からの要請を待たずに、派遣要請に応じるための待機の態勢をとるものとする。

- (1) 宮城県内における震度が5強以上の地震が発生した場合
- (2) 東北地方における震度が6弱以上の地震が発生した場合
- (3) 東京都23区における震度が5強以上の地震が発生した場合
- (4) 東北地方に津波警報（大津波）が発表された場合
- (5) 東海地震注意報が発表された場合

3 指定病院の長は、宮城D M A T派遣のための待機を開始した場合は、その概要を様式第12号により医療政策課長に報告するものとする。

(連絡等)

第14条 派遣又は待機の要請及び各種の報告・連絡は、ファクシミリ、電子メール、MCA無線、電話等の方法によるが、正確を期すために、ファクシミリ、電子メールを活用するよう努めるものとする。

(費用負担)

第15条 指定病院の長は、宮城県と締結する「宮城県災害派遣医療チーム（宮城D M A T）の派遣に関する協定」に基づき、医療政策課長等の要請により行った宮城D M A Tの派遣に要した費用を様式第13号により県に請求することができる。なお、第13条に規定する待機に要する費用は、当該病院の負担とする。

(研修等)

第16条 指定病院の長は、当該病院の宮城D M A T隊員の技術の向上を図るために、病院の内外で行われる研修又は訓練への参加について配慮するものとする。

2 知事は、宮城D M A T隊員の資質の向上を図るために、研修、訓練等の企画及び実施に協力するものとする。

(事務)

第17条 宮城D M A Tに関する事務は、医療政策課において処理する。

2 医療政策課長は、宮城D M A Tの運用、活動の支援、研修、訓練等の企画及び実施に協力するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、宮城D M A Tの運用について必要な事項については、知事が指定病院の長等と協議の上、別途定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月18日から施行する。

(様式第1号)

宮城D M A T 指定病院の指定申出書

年 月 日

宮城県知事 殿

病院名

○○病院長

宮城D M A T 運営要綱第3条第1項の規定に基づき、当病院を宮城D M A T 指定病院に指定されるよう申し出ます。

記

1 チームの構成

区分	氏名	男女	年齢	研修履歴*	備考（専門等）
医師					
看護師					
事務					

*厚生労働省が実施する「災害派遣医療チーム研修」等

2 必要とされる装備、備品等の整備状況（別紙）

(様式第2号)

第 号

指 定 証

名称 ○○病院

所在地

上記医療機関を宮城D M A T 指定病院として指定します。

年 月 日

宮城県知事

(様式第3号)

宮城D M A T隊員名簿

指定病院

チームの構成

区分	氏名	男女	年齢	研修履歴*	備考（専門等）
医師					
看護師					
事務					

*厚生労働省が実施する「災害派遣医療チーム研修」等

(様式第4号)

宮城D M A T派遣要請書

年 月 日

(D M A T指定病院の長) 殿

宮城県保健福祉部

医療政策課長

災害等の発生に伴い、貴病院からの宮城D M A Tの派遣が必要と認められるので、宮城D M A T運営要綱に基づき、下記のとおり、宮城D M A Tの派遣を要請します。

なお、派遣の可否等について、別紙（様式第5号）により報告願います。

記

1 災 害	年 月 日 午前・午後 時 分	発生 地震（火災、事故）
2 派遣要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
3 要請人員	医師 名 看護師 名 薬剤師 名 業務調整員 名	計 名
4 派遣先		
5 参集拠点		
6 被災地の状況		
7 特記事項		

(様式第5号)

宮城DMA T派遣報告書

年 月 日

宮城県保健福祉部

医療政策課長 殿

(DMA T指定病院の長)

年 月 日に要請のあった当病院の宮城DMA Tの派遣については、下記のとおり決定したので報告します。

記

派遣します。

1 派遣日時	年	月	日	午前・午後	時	分
2 要請人員	医師			名		
	看護師			名		
	薬剤師			名		
	業務調整員			名	計	名
3 移動方法						
4 派遣先						
5 参集拠点						
6 特記事項						

派遣できません。

(様式第6号)

宮城D M A T派遣承認依頼書

年 月 日

宮城県保健福祉部

医療政策課長 殿

(D M A T指定病院の長)

下記の災害に伴い、当病院から宮城D M A Tを派遣したことを、宮城D M A T運営要綱第7条第3項の規定に従って報告しますので、承認願います。

記

1 災害発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分
2 被 災 地	市・町・村 地
3 被災状況	種別：地震、火災、事故（ ） 想定負傷者数
4 派遣期間	派遣決定： 年 月 日 午前・午後 時 分 撤収（予定）： 年 月 日 午前・午後 時 分
5 要請人員	医師 名 看護師 名 薬剤師 名 業務調整員 名 計 名
6 参集拠点	
7 特記事項	

(様式第7号)

宮城D M A T派遣承認書

年 月 日

(D M A T指定病院の長) 殿

宮城県保健福祉部

医療整備課長

年 月 日付けで報告のあった貴病院の宮城D M A Tの派遣については、宮城D M A T運営要綱第7条第4項の規定に基づき、同条第1項の要請による派遣とみなします。

(様式第8号)

宮城D M A T派遣（待機）要請解除通知書

年 月 日

(D M A T指定病院の長) 殿

宮城県保健福祉部

医療政策課長

年 月 日に貴病院に対して行ったD M A Tの派遣（待機）の要請を解除します。

(様式第9号)

宮城D M A T活動報告書

年 月 日

宮城県保健福祉部

医療政策課長 殿

D M A T指定医療機関

○○病院長

印

出動要請日時		
活動期間		
出動隊員	医 師	氏名
	看護師	氏名
	その他	職・氏名
活動場所		
災害概要		
活動内容		
特記事項		

(様式第10号)

宮城D M A T派遣要請依頼書

年 月 日

宮城県保健福祉部

医療政策課長 殿

(被災地の市町村長等)

下記のとおり災害が発生した（発生が見込まれる）ので、宮城D M A Tの派遣を要請される
よう依頼します。

記

1 災害発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分
2 被 灾 地	市・町・村 地
3 被災状況	<ul style="list-style-type: none">・種別：地震、火災、事故（ ）・想定負傷者数・特記事項 被災地の状況負傷者の状況医療機関の状況
4 派遣期間 (見込み)	年 月 日 午前・午後 時 分～
5 参集拠点	
6 進入経路	
7 特記事項	

(様式第11号)

宮城DMA待機要請書

年月日

(DMA指定病院の長) 殿

宮城県保健福祉部

医療整備課長

災害等の発生に伴い(発生するおそれがあり), 宮城DMA運営要綱第6条の派遣要請の基準に該当する可能性があるので, 同要綱第13条の規定に基づき, 宮城DMAの派遣のための待機を要請します。

なお, 待機を開始した場合は, 宮城DMA待機開始報告書(様式第12号)により報告願います。

記

1 待機要請日時	年月日 午前・午後 時 分
2 災 害	年月日 午前・午後 時 分 発生 地震(火災, 事故)
3 想定される被災地	
4 特記事項	

(様式第12号)

宮城D M A T 待機開始報告書

年 月 日

宮城県保健福祉部

医療政策課長 殿

(D M A T 指定病院の長)

下記のとおり、宮城D M A T の派遣のための待機を開始したので報告します。

記

1 災 害	年 月 日 午前・午後 時 分 発生 地震(火災, 事故)
2 待機開始日時	年 月 日 午前・午後 時 分
3 待機人員	医師 名 看護師 名 薬剤師 名 業務調整員 名 計 名
4 移動方法	

(様式第13号)

請求書

年月日

宮城県知事

殿

病院(団体)名

職・氏名

印

担当者

連絡先

〇〇〇〇における救護活動業務について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先等

振込先	銀行	支店
口座番号	普通・当座	
口座名義人		
口座名義人ヨミガナ		

3 請求の内訳：別紙のとおり